

## 中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定について

### ○認定要件

令和二年新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少の見込まれる中小企業者

(指定期間) 令和3年2月1日から令和3年6月30日まで

※詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認ください。

### ○認定に必要な書類（必要があればコピーを取ってから提出してください。）

- (1) 認定申請書 原本1通
- (2) 許認可証の写し（該当する業種のみ）
- (3) 登記簿謄本の全ての写し（法人事業者のみ）
- (4) 直近の所得税確定申告書の写し（個人事業者のみ）
- (5) 売上高の減少が証明できる書類（月別試算表、売上台帳、工事台帳などの写し）  
もしくは別添の売上等申告書でも可能です。
- (6) その他提出をお願いすることもあります。

笛吹市役所観光商工課商工労働担当  
TEL：055-261-2034